

# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-1

### CNIPA、「専利出願行為の規範化に関する弁法」に意見募集、専利の質向上を目指す (Page2)

2021年2月10日に、中央が提唱した知財の量から質への転換戦略に合わせるために、CNIPAは不正常な専利出願行為に対して規制方法を打ち出し、2月26日まで意見募集を行っている。

## Topic-2

### CNIPA、「薬品専利紛争の早期解決メカニズムの行政裁決弁法」に対して意見募集 (Page4)

2021年2月9日に、CNIPAは薬品発売の審査・承認に関する行政裁決事件の処理根拠として、同弁法の意見募集を3月27日まで行っている。

## Topic-3

### 最高裁、裁判所の多様な紛争解決メカニズム改革について報告、知財分野でも活用 (Page6)

2021年2月19日に、最高裁は「中国裁判所の多様な紛争解決メカニズム改革の報告書」を発表した。多様な紛争解決メカニズムに関する背景、改革、システム構成、発展を紹介した。

## Topic-4

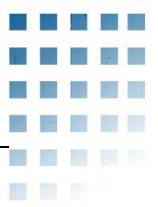
### ブリーフニュース (Page8)

1. 中国商標局、中・日・韓・英訳の二ス分類対照表を発表、指定商品・役務の確認に便利
2. CNIPA、「国家地理的表示製品保護パイロット区の建設・管理弁法（試行）」を発表

## Topic-5

### 路浩商標事例 (Page10)

商標「B612」における無効審判および無効審判決定に対する行政訴訟



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-1

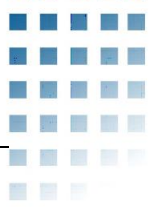
### CNIPA、「専利出願行為の規範化に関する弁法」に意見募集、専利の質向上を目指す

2021年2月10日に、中央が提唱した知財の量から質への転換戦略に合わせるために、CNIPAは不正常な専利出願行為に対して規制方法を打ち出し、2月26日まで意見募集を行っている。内容として主に以下の三つの点がある。

#### 1) 不正常な専利出願行為の該当条件について

不正常な専利出願行為とは、如何なる組織又は個人は、不誠実な発明創造活動によって不正利益の獲得又は創新成績の偽造を目的とし、独自又は結託で専利に関する手続提出、代理、出願権・専利権の譲渡などを含む各種行為を指している。具体的に下記の各号があげられる。

- ① 同時又は順序に提出された発明創造の内容は明らかに同一なもの、又は実質的に違う発明創造の特徴・要素から簡単な組み合わせによって形成された複数の専利出願である場合；
- ② 提出された専利出願に、杜撰、偽造・変造した発明創造の内容、実験データ・技術効果、又は従来技術・設計などの剽窃、簡単な切り替え、寄せ集めなどの状況が存在する場合；
- ③ 提出された発明創造は明らかに出願人の実際の研究開発能力・資源に相当できない場合；
- ④ 提出された発明創造の内容は主にコンピュータープログラム又はその他技術によってランダムに生成されたものである場合；
- ⑤ 提出された発明創造は、特許性審査回避を目的としてあえて形成された技術改良・設計ロジックに明らかに合わないもの、又は実際の保護価値のない劣化・羅列・不必要な保護範囲の限定・縮小をしたもの、又は検索調査および審査の意義が全くないものである場合；
- ⑥ 不正常出願行為の規制措置から逃れるために、実質的に特定な出願人と関わる、又は出願人にコントロールされる複数の特許出願を分散し、順序に又は違う地区で提出した場合；
- ⑦ 授權見通しのある親案出願に基づき、自発的に複数の分割出願を提出したが、実質的に法的又は技術的な必要性がない場合；



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

⑧専利技術、設計の実施又はその他の正当で適切な法的目的を目的にせず、専利出願権・専利権を転売し、又は発明人・設計者を偽造した場合；

⑨専利代理機構・弁理士・その他組織／個人は、他人を誘導・教唆し、又は他人と結託し、不正な出願行為だと知っている又は知るべきにもかかわらず、各種の不正な出願を代理・協力した場合；

⑩誠実信用の原則に違反し、正常な専利事業秩序を乱すその他の該当行為。

## 2) 不正な専利出願の審査過程について

●CNIPA は、専利出願受理、初歩審査、実体審査、不服審判の手順又は PCT 国際段階手順において、不正な専利出願行為を発見し又は通報によって知り、初歩認定にすることができる。

●初歩認定した場合、CNIPA は専門的な審査ワーキンググループを結成して、又は審査官に授權して専門的な審査手順を起動し、一括集中処理し、出願人に関連行為の即時停止、指定期限内に関連する専利出願手続の取り下げ、又は意見陳述をするよう通知することができる。

●救済について、出願人は不正な専利出願行為に対する初歩的な認定に不服がある場合、指定期限内に意見陳述をし、且つ十分な証明書類を提出しなければならない。

出願人が意見を陳述した後、CNIPA が依然として不正な専利出願行為に当たると認める場合、関連する専利出願を拒絶するか、又は関連する法律手続の請求を承認しないことができる。こうした場合、出願人は上記決定に不服があれば、行政再議申請、不服審判請求又は行政訴訟請求を提出することができる。

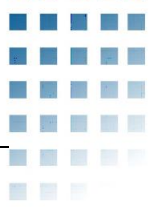
## 3) 不正な専利出願行為に対する原則的な処理措置について

●出願人に対して：情状を見て専利費用の減額を取消す。減額されていた場合、減額分を追納する。情状が深刻である場合、行為認定日より5年以内に専利費用の減額申請を受け入れない。

●代理機構・弁理士に対して：協会自律；情状が深刻である場合、関連部門から懲戒される。

●その他組織／個人に対して：関連部門から処罰され、又は不正競争防止法、広告法などの規定によって処罰する。

リソース：国家知識産権局 [https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/2/10/art\\_75\\_156718.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/2/10/art_75_156718.html)



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-2

### CNIPA、「薬品専利紛争の早期解決メカニズムの行政裁決弁法」に対して意見募集

2021年2月9日に、CNIPAは薬品発売の審査・承認に関する行政裁決事件の処理根拠として、同弁法の意見募集を3月27日まで行っている。以下は主要内容について簡単に紹介する。

#### ●行政裁決請求の条件

(一)請求人は、専利法第七十六条にいう関連専利の専利権者又は利害関係者及び薬品発売許可申請者である。そのうちの利害関係者とは、関連専利の被許諾者及び登記された薬品発売許可書の保有者を指す。

(二)明確な被請求人がいる。

(三)明確な請求事項と具体的な事実、理由がある。

(四)関連専利情報がすでに有効に中国発売薬品専利情報登録プラットフォームに登録されており、専利権の種類が「薬品専利紛争早期解決メカニズム実施弁法」の関連規定に適合する。

(五)当事者がこれまでに当該薬品専利紛争について、裁判所に起訴していないか、又は裁判所によって立件が受理されていない。

#### ●行政裁決請求の提出書類

(一)主体資格証明

(二)中国発売薬品専利情報登録プラットフォームによる関連専利の登録情報、国家薬品審査評価機構情報プラットフォームが公示した薬品発売許可申請及びそれが関連専利権の保護範囲に含まれていない旨の声明

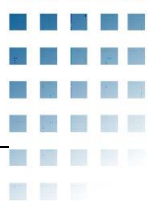
(三)請求人が薬品発売許可申請者である場合、さらに登録を申請する薬品の関連技術方案を提出する。当該技術方案が秘密情報に係る場合、個別に提出して声明する。

#### ●行政裁決請求の未提出見なしおよび不受理

未提出見なしの場合：

(一)所定の書式を使用していないか、又は記入が規定に適合していない場合

(二)規定に従って証明資料を提出していない場合



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## 不受理の場合：

- (一)請求書に請求人の氏名又は名称、連絡先等の基本情報が欠落しているか、又は専利権情報が欠落している場合
- (二)被請求人が不明確である場合
- (三)係争専利が中国発売薬品専利情報登録プラットフォームに登録された専利主題種類に属さないか、又は係争専利が第四類声明における専利と一致しない場合
- (四)係争専利に係る請求項が無効と宣告された場合

## ●行政裁決請求の審理

国家知識産権局は、当事者の請求や事件状況に基づいて、書面審理又は口頭審理を行うことを決定することができる。口頭審理の場合、少なくとも口頭審理の3営業日前までに口頭審理の時間、場所を当事者に通知しなければならない。

請求人が正当な理由なく参加拒否又は許可なしに途中退出をした場合、当該請求は見なし取下げとされる。被請求人が参加拒否又は途中退出をした場合、欠席審理を行う。

## ●行政裁決請求の中止と撤回

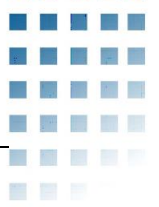
当事者は中止申請することができ、CNIPAは職権により中止を決定することができる。

- (一)一方の当事者が死亡し、相続人による処理参加要否の意思表示を待つ必要がある場合
- (二)一方の当事者が行政裁決を請求する行為能力を失い、法定代理人が確定していない場合
- (三)一方の当事者である法人／組織が終了し、権利義務を受け継ぐ者が確定していない場合
- (四)一方の当事者は、抵抗できない事由により、審理に参加することができない場合
- (五)その他の処理を中止すべき場合

請求人は、国家知識産権局が行政裁決を下す前に、その請求を取り下げることができる。行政裁決の結論が発表されたか、又は書面裁決が出された後に、請求人がその請求を取り下げた場合、行政裁決の効力に影響を与えない。

請求人がその請求を取り下げたか又はその請求が取り下げられたとみなされる場合、薬品専利紛争行政裁決手続は終了する。

リソース：国家知識産権局 [https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/2/9/art\\_75\\_156702.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/2/9/art_75_156702.html)



# Newsletter

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-3

### 最高裁、裁判所の多様な紛争解決メカニズム改革について報告、知財分野でも活用

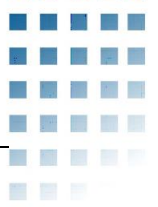
2021年2月19日に、最高裁は「中国裁判所の多様な紛争解決メカニズム改革の報告書」を発表した。多様な紛争解決メカニズムに関する背景、改革、システム構成、発展を巡って詳細にまとめた。そのうち、知財分野に関する多様な紛争解決メカニズムの活用についても紹介した。以下は、報告書の主要内容について簡単に紹介する。

#### 最高裁における多様な紛争解決メカニズム改革の推進について

- 第二回の「裁判所の五カ年改革計画」から改革内容に取り組みました。
- 2016年、裁判所の多様な紛争解決メカニズム改革に関する基本原則、主要タスクと実施方法が明らかにされた。又、プラットフォームの建設、訴訟・調停の結合、特別招待調停、オンライン紛争解決などについて制度化、規範化した。
- 2017年、複雑事件と簡単事件の分流対応および調停の迅速裁決などの対応策を推進した。
- 2018年、華僑を及ぶ多様な紛争解決の推進、委任調停メカニズムの改革について座談会を開催した。又、多様な紛争解決メカニズム改革および複雑事件と簡単事件の分流対応メカニズムに対して実施基準を制定した。
- 2019年、全国高等裁判所長を集める専門研究会を開催した。
- 2020年、民事訴訟における複雑事件と簡単事件の分流対応メカニズムの実施弁法と関連ガイダンスを公布した。

#### 知財分野での活用について

2017年4月、最高裁判所は、「中国における知的財産権の司法保護の綱要（2016-2020）」を公布し、多様な知的財産権紛争解決メカニズムの推進、知的財産紛争解決において仲裁とその他の紛争解決方法の役割を効果的に果たせ、訴訟以外の方法による紛争解決を当事者に励ますなどの内容を明らかにした。また、仲裁機構、業界団体および調停組織の間のコミュニケーションを強化し、知財民事紛争を解決するための第三者プラットフォームの構築を促進し、訴訟と仲裁・調停との結合メカニズムを円滑化にし、関連する手続きと法的文書を統一化することも規定している。また、証拠保全、財産保全、強制的執行における仲裁機関と調停組織の実



# Newsletter

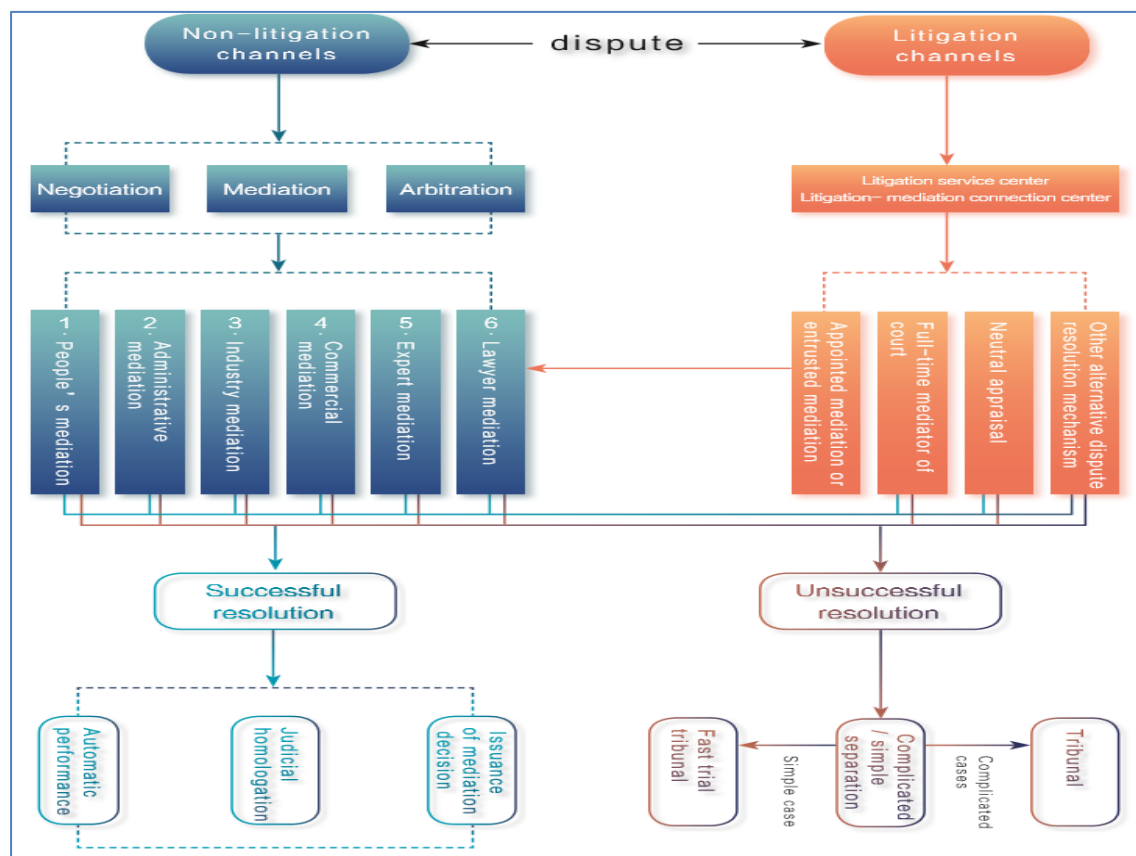
Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

行をサポートし、非訴訟の形の知財紛争解決メカニズムを形成させる。

2019年6月、最高裁判所およびWIPOは「知財訴訟におけるWIPO調停の適用に関するセミナー」を共催し、知財関連組織が紛争解決メカニズムにおいて果たす役割について議論を行った。

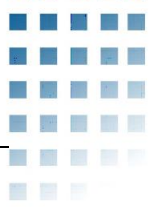
2020年4月、最高裁判所は「知財の司法保護を全面的に強化することに関する意見」を公布した。多様なルートを通じて知財紛争の解決を支援し、知財紛争調停協定の司法承認のパイロットプログラムを開始した。四川省裁判所は中国(四川)知的財産権保護センターと提携し、後者に知財関連事件の調停業務を委託することに合意した。



多様な紛争解決メカニズムの説明図

リソース：

最高裁 [http://www.court.gov.cn/upload/file/2021/02/20/14/54/20210220145415\\_18848.pdf](http://www.court.gov.cn/upload/file/2021/02/20/14/54/20210220145415_18848.pdf)



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-4

### ブリーフニュース

#### 1. 中国商標局、中・日・韓・英訳の二ス分類対照表を公表、指定商品・役務の確認に便利

近日、中国商標局は二ス国際分類の中・日・韓・英訳の対照表を公表した。これによって、指定商品・役務を確認する際に、一定程度に出願人、弁理士に便利になろう。

ただし、以下の点に注意を払って利用した方が良い。

- 当該対照表は NCL11-2020 テキストに基づいて翻訳されたもの。
- 当該対照表には、中・日・米・欧・韓の商標五庁 (TM5) の指定商品・役務であるか否かについて表記されていない。
- また、中国独自の商品コードも含まれていない。例えば、中国分類表によって、「知的財産代理サービス」は 45 類 4506 類似群の商品で、TM5 商品ではなく、商品コードが C450002 となる。

リソース：中国商標局 [http://sbj.cnipa.gov.cn/tzgg/202101/t20210126\\_325518.html](http://sbj.cnipa.gov.cn/tzgg/202101/t20210126_325518.html)

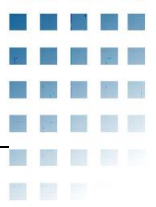
#### 2. CNIPA、「国家地理的表示製品保護パイロット区の建設・管理弁法（試行）」を公表

地理的表示の保護を強化し、地理的表示製品を保護するパイロット区の建設・管理を推進するために、2021年2月19日、CNIPAは「国家地理的表示製品保護パイロット区の建設・管理弁法（試行）」を公表した。内容としてはパイロット区の申請条件、審査および建設管理の主要タスクなどについて規定している。

同試行弁法にいうパイロット区とは、CNIPAにより認定された地理的表示製を対象にし、比較的に大きな産業規模、著しい社会経済効率、高い保護レベルを有し、制度・システムが完備で、管理が適切で、製品が特徴的で知名度があり、国内の地理的表示の保護に引率し推進する役割を果たすことができる地域を指す。

リソース：CNIPA [https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/2/19/art\\_75\\_156784.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/2/19/art_75_156784.html)





# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-5

### 路浩商標事例—商標「B612」における無効審判及び無効審判決定に対する行政訴訟

商標：第 1800274 号「B612」、9 類、2015 年 9 月出願

背景：

「B612」は Line Corporation 開発の美顔カメラアプリであった。

2017 年に日本 Line 社は「B612」の関連業務を韓国の Snow Corporation に譲渡した。

その後、韓国 Snow 社は中国で商標権を取得しようとする際に係争商標を発見した。

事例概要：

中国商標法 32 条の「他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で抜け駆け登録してはならない」を事由にして第 1800274 号「B612」商標に対して無効審判を請求した。

CNIPA が権利維持との審決を下したが、それに不服し、北京知識産権法院に行政訴訟を提起し、2020 年 12 月 30 日に CNIPA の審決を否定し再度審査するとの一審判決が下された。

CNIPA は上記判決に不服があり、上訴した。現在審理中。

争点：

日本 Line 社と韓国 Snow 社は中国において「B612」の商標権を持っていないが、「B612」商標が一定の影響があるので、商標法 32 条にて無効審判を請求した。

証拠として、Apple Store におけるダウンロード回数や「B612」をキーワードにしてネット調査をした結果や関連報道などを提出した。なお、登録者の悪意を証明するため、その他区分での繰り返し出願記録を証拠として提出した。

詳細および弊所コメントは弊所の中文ホームページに掲載しております。ご興味のある方は下記リンクをご覧ください。

リソース：北京路浩 [http://www.cnkip.com/cn/show.php?id=2108&mid=785&par\\_mid=375](http://www.cnkip.com/cn/show.php?id=2108&mid=785&par_mid=375)